

IV. 事務処理に必要な書類

届 出 書 類	届出を要するとき	委託のとき	解除のとき	名称、所在地等 の変更	代表者の 変更 (個人)	代表者の 変更 (法人)	被一括 事業場 の委託	特別 加入 変更	特別 加入 脱退	中企団受付後の提出先	留意事項
保険関係成立届（事務処理委託届）	（様式第 1 号）	○					○			<一元、二元雇用> →上野ハローワーク <二元労災> →上野労働基準監督署	
名称、所在地等変更届	（様式第 2 号）			○	○						
事務等処理委託解除届	（様式第 1 5 号）		○								
継続事業一括認可・追加・取消申請書	（様式第 5 号）						○				
継続事業一括変更申請書 ／継続事業被一括事業名称・所在地等変更届	（様式第 5 の 2 号）	△		△						※受付後、中企団が届出を行います	
雇用保険適用事業所設置届		△ 新規のとき								事業所所轄ハローワーク	雇用保険適用事業所台帳が交付されますので、写しを中企団に提出してください。
雇用保険事業主事業所各種変更届		△ 個別・組変のとき		△	△						
雇用保険適用事業所廃止届			△								
雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿 連絡用紙（中企団様式）		☆					☆			中企団	
特定個人情報等の取扱いに関する覚書	（中企団様式）	☆									
労働保険事務等委託書	（組様式第 1 号）	○					○				
労働保険事務等委託解除通知書	（組様式第 1 1 号）		○								
特別加入申請書	（様式第 3 4 号の 7 ）	△								上野労働基準監督署	
特別加入に関する変更届	（様式第 3 4 号の 8 ）				△	△		○			
特別加入脱退申請書	（様式第 3 4 号の 8 ）								○		
労働保険料等算定基礎賃金等の報告 （組機様式第 5 号 ※現場労災は組機様式第 8 号）		○	○							中企団	
一括有期事業報告書	（様式第 7 号）		△ 元請工事があったとき（現場労災）								
事業所非該当承認申請書、及び事業所非該当承認申請調査書							△			非該当承認対象事業所 所轄ハローワーク	
預金口座振替依頼書		○		☆	☆					中企団	ご作成後、「金融機関用」を中企団へ提出してください。
代表者変更連絡票（法人事業所用）	（中企団様式）					☆					

○印は必ず提出するもの
△印は必要に応じて提出するもの
☆印は中企団にのみ必要に応じて提出するもの

- <注意事項>
- ①二元適用事業を委託する場合、「保険関係成立届」「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」は、雇用・現場労災・事務所労災のそれぞれについて提出が必要となります。「特別加入申請書」は、現場労災・事務所労災の特別加入を希望するそれぞれについて提出が必要です。
- ②二元適用事業を委託解除する場合、「労働保険事務等委託解除通知書」「事務等処理委託解除届」「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」は、雇用・現場労災・事務所労災のそれぞれについて提出が必要となります。
- ③個別もしくは他組合からの委託の際、メリット適用であった場合は労災保険率決定通知書の写しを提出してください。
- ④労働保険に係る事務処理を円滑に進めるため、中企団提出書類は速やかに提出してください。